

## 伊勢原市学校給食費に関する条例案に係るパブリックコメントについて

### 1 概要

伊勢原市立小学校において実施している学校給食に係る学校給食費は、各小学校において私会計により管理しているところですが、学校給食費の徴収、未納者への督促、食材業者への支払等の様々な事務があり、教職員の負担となっています。

また、学校給食費は、原則、口座振替により徴収していますが、口座振替手数料の軽減のため各小学校が指定する金融機関の支店に保護者が口座を開設する必要があるなど、これまで利便性の面で課題がありました。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革の取組の推進、保護者の利便性の向上を図るため、学校給食費の管理に関する業務を学校ではなく市が担い、学校給食に要する経費を一般会計歳入歳出予算に計上して公会計により管理していくに当たり学校給食費に関して必要な事務を定める条例を制定するものです。

### 2 条例案の構成と概要

趣旨	本条例の趣旨として、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めることを規定します。
定義	本条例における用語について定義します。 ・学校給食とは ・学校給食費とは ・保護者等とは
学校給食費の徴収等	市長が保護者等から学校給食費を徴収すること、保護者等が負担すべき学校給食費の額並びに納付の方法及び期限を別に定める規則に規定することを規定します。
学校給食費の減免	市長が特別の理由があると認めるときは、保護者等が負担すべき学校給食費を減額又は免除することができることを規定します。
委任	保護者に準ずる者、必要な手続、学校給食費の額、学校給食費の徴収等、学校給食費の減免、学校給食費の還付等、必要な事項については、別に定める規則に規定します。

### 3 今後のスケジュール

令和6年5月1日～5月31日	パブリックコメントの実施
8月	市議会9月定例会に条例案を上程
9月	条例の公布
令和7年4月	条例の施行（公会計による管理の開始）